

第67号議案

技能的業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、技能的業務に雇用される定年前再任用短時間勤務職員への給与の支給に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

技能的業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

技能的業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員に春日市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員が含まれる場合におけるこの条例による改正後の第8条の規定の適用については、第8条中「職員」とあるのは、「職員及び春日市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。